（母子保健法施行規則の一部改正）

第三条　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第九条の二第二項の内閣府令で定める支援） **第一条**　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号。以下「法」という。）第九条の二第二項の内閣府令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とすると認められる者（次項において「包括的支援対象者」という。）に対して、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画（以下この条において「サポートプラン」という。）の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係るサポートプランの見直しを行うこととする。 ２　サポートプランを作成する場合において、包括的支援対象者が、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十九の二第一項に規定する要支援児童等その他の者であるときは、サポートプランの作成を担当する職員は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十条第一項第四号に規定する計画の作成を担当する職員と連携してサポートプランを作成しなければならない。 （健康診査） **第二条**　法第十二条の規定による満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。 ［一～十一　略］ ２　［略］ （法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める施設） **第七条の三**　法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一　産後ケアセンター 二　児童福祉法第十条の二第一項に規定するこども家庭センター ［三・四　略］ （指定辞退の申出） **第十三条**　指定養育医療機関の開設者は、法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十条第七項の規定により指定を辞退しようとするときは、その旨を、その指定を受けた都道府県知事に申し出なければならない。 ［条を削る。］	**第一条**　削除 （健康診査） **第二条**　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号。以下「法」という。）第十二条の規定による満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。 ［一～十一　同上］ ２　［同上］ （法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める施設） **第七条の三**　法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一　産後ケアセンター 二　法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センター ［三・四　同上］ （指定辞退の申出） **第十三条**　指定養育医療機関の開設者は、法第二十条第七項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第七項の規定により指定を辞退しようとするときは、その旨を、その指定を受けた都道府県知事に申し出なければならない。 （支援プランの作成等） **第十五条**　法第二十二条第二項第四号の内閣府令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とすると認められる者に対して、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画（以下「支援プラン」という。）の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係る支援プランの見直しを行うこととする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。